

福岡県公報

平成24年1月30日
第3356号

目次

告示 (第142号 - 第147号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 公 告**
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 3
- 公安委員会**
- 福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部組織犯罪対策課) 4
- 福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部組織犯罪対策課) 31
- 福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則 (警察本部組織犯罪対策課) 31
- 意見募集の結果の公示 (警察本部組織犯罪対策課) 45
- 雑 報**
- 平成23年度行政書士試験の合格者の発表 (市町村支援課) 45

告 示

福岡県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	岩 野 黒 木 線	前	八女市黒木町木屋10226番1先から 八女市黒木町土窪143番7先まで	4.8 ～ 11.0	158.5
			後	八女市黒木町木屋10226番1先から 八女市黒木町土窪143番7先まで	4.8 ～ 11.0	158.5
			後	八女市黒木町木屋10226番1先から 八女市黒木町土窪143番7先まで	5.0 ～ 28.5	152.9

福岡県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

福岡	県道	福岡直方線	前	糟屋郡久山町大字久原3118番1先から 糟屋郡久山町大字久原2665番1先まで	16.0 ～ 26.0	637.5
			後	糟屋郡久山町大字久原3118番1先から 糟屋郡久山町大字久原2665番1先まで	16.0 ～ 30.0	

福岡県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡直方線	糟屋郡久山町大字久原2554番30先から 糟屋郡久山町大字久原2671番1先まで

福岡県告示第145号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年1月30日

福岡県知事 小川 洋

種類	題名	図書番号等	発行所	指定理由
----	----	-------	-----	------

図書	1	実話時代2月号	雑誌15277-02	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話時報2月号	雑誌05167-2	株式会社竹書房	
	3	実話ドキュメント2月号	雑誌05267-2	株式会社竹書房	

福岡県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田植木線	前	大牟田市大字教楽来582番1先から 大牟田市大字教楽来943番2先まで	7.2 ～ 15.0	566.2
			前	大牟田市大字教楽来582番1先から 大牟田市大字教楽来943番2先まで	11.0 ～ 59.0	524.2
			後	大牟田市大字教楽来582番1先から 大牟田市大字教楽来943番2先まで	7.2 ～ 15.0	566.2

			後	大牟田市大字教楽来582番1先から 大牟田市大字教楽来943番2先まで	10.8 ～ 63.2	524.2
--	--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田植木線	大牟田市大字教楽来582番1先から 大牟田市大字教楽来943番2先まで

公 告**公告**

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年1月30日

福岡県知事 小川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
福岡都市計画道路1・4・8号自動車自動車専用道路アイランドシティ線
- 開催の日時及び場所
 - 日時
平成24年2月22日 午後7時から9時まで
 - 場所

福岡市役所15階講堂（福岡市中央区天神1丁目8-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧**(1) 福岡都市計画道路の変更の案の概要**

路線名	位置	区域（延長）
1・4・8号自動車専用道路 アイランドシティ線	起点 福岡市東区香椎浜一丁目 終点 福岡市東区みなと香椎一丁目 主な経過地 福岡市東区香椎浜二丁目	約2,500 メートル

(2) 閲覧

平成24年1月30日から2月13日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び福岡市アイランドシティ自動車専用道路担当課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成24年2月13日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他**(1) 傍聴**

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第1号

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年1月30日

福岡県公安委員会

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 青少年の健全な育成を図るための措置（第2条－第7条）

第3章 義務違反者に対する措置等（第8条－第15条）

第4章 雑則（第16条－第21条）

附則

第1章 総則

第1条中「第13条第1項第9号及び第21条から第24条までの規定に基づき、条例」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第2章 青少年の健全な育成を図るための措置

第10条を第21条とする。

第9条第3項中「様式第10号」を「様式第16号」に改め、同条第4項中「様式第11号」を「様式第17号」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の章名及び5条を加える。

第4章 雑則

（協力要請）

第16条 条例第23条の2の規定による協力の要請は、協力依頼書（様式第18号）を送付して行うものとする。

（仮の命令の方法）

第17条 仮の命令は、再発防止仮命令書（様式第19号）を送達して行うものとする。
（書類の送達）

第18条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（暴力団事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。

（郵便又は信書便による送達）

第19条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。

3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送したときは、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

（交付送達）

第20条 交付送達は、警察職員が、第18条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書（様式第20号）と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

(1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわかまえのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

(2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達をした場合について準用する。この場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し又は差し置いた」と読み替えるものとする。

第8条第2項中「様式第8号」を「様式第14号」に改め、同条第4項中「(様式第9号)により」を「(様式第15号)を送達して」に改め、同条を第14条とする。

第7条第1項中「第23条第2項」を「第23条第3項」に、「(様式第6号)により」を「(様式第12号)を送達して」に改め、同条第3項中「様式第7号」を「様式第13号」に改め、同条第6項中「場合」を「とき」に改め、同条を第13条とする。

第6条を第12条とする。

第5条中「(様式第5号)により」を「(様式第11号)を送達して」に改め、同条を第11条とする。

第4条第2項中「様式第3号」を「様式第8号」に改め、同条第4項中「(様式第4号)により」を「(様式第9号)を送達して」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(証明書)

第10条 条例第21条第3項の証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

第3条第1項中「福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」を「公安委員会」に、「第21条」を「第21条第1項」に、「(様式第1号)により」を「(様式第6号)を送達して」に改め、同条第3項中「第21条」を「第21条第1項」に、「様式第2号」を「様式第7号」に改め、同条第5項中「場合」を「とき」に改め、同条を第8条とする。

第2条の次に次の5条及び章名を加える。

(暴力団事務所に青少年を立ち入らせた行為に対する命令の方法)

第3条 条例第13条の2第2項の規定による命令は、中止命令書(様式第1号)を送

達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがないときは、口頭で行うことができる。

2 条例第13条の2第3項の規定による命令(同項の規定に係る仮の命令(条例第23条の3第1項の規定による命令をいう。以下同じ。))を除く。)は、再発防止命令書(様式第2号)を送達して行うものとする。

(暴力団事務所の使用制限の命令の方法)

第4条 条例第13条の3第1項の規定による命令は、暴力団事務所使用制限命令書(様式第3号)を送達して行うものとする。

(暴力団事務所の廃止の命令の方法)

第5条 条例第13条の3第2項の規定による命令は、暴力団事務所廃止命令書(様式第4号)を送達して行うものとする。

(管理者がその地位を失った場合の措置)

第6条 条例第13条の3第1項又は第2項の規定による命令に係る福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年福岡県公安委員会規則第5号。以下「公安委員会聴聞等規則」という。)第8条の聴聞の通知をしてから聴聞が終了するまでの間又は公安委員会聴聞等規則第20条の弁明の通知をしてから弁明の機会の付与が終了するまでの間に管理者(条例第13条の3第1項に規定する管理者をいう。以下同じ。)であった者が交代その他の事由によりその地位を失った場合には、福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、新たに管理者となった者に対し、やむを得ない理由があるときは、公安委員会聴聞等規則第9条第2項の規定の例により聴聞の日時若しくは場所の変更を、又は公安委員会聴聞等規則第24条第2項において準用する公安委員会聴聞等規則第9条第2項の規定の例により弁明の日時若しくは場所の変更を申し出ることができる旨を、書面により連絡するものとする。ただし、新たに管理者となった者の所在が不明であるため連絡することができないときは、その者の管理に係る暴力団事務所にそれぞれ現在する者で相当のわきまえのあるものに対し、連絡するものとする。

2 前項の規定による申出があったときにおける公安委員会の措置については、公安委員会聴聞等規則第9条第1項及び第3項又は公安委員会聴聞等規則第24条第2項において準用する公安委員会聴聞等規則第9条第1項及び第3項の規定の例による

ものとする。

(暴力団事務所の使用制限の命令に係る標章)

第7条 条例第13条の3第3項の福岡県公安委員会規則で定める標章は、様式第5号のとおりとする。

第3章 義務違反者に対する措置等

様式第11号中「第9条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第17号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第18号（第16条関係）

協力依頼書	第	年	月	日	号
殿					印
福岡県公安委員会					
福岡県暴行団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第23条の2の規定に より、下記の事項について協力を依頼します。					
記					
1 協力の内容					
2 協力を求める理由					
取扱者	印				
回答先 千					

様式第19号（その1）（第17条関係）

再発防止仮命令書

第 年 月 日 号 日

殿

福岡県警察本部長 印

命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第23条の3第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命 令 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(A4)

様式第19号（その2）（第17条関係）

命令を する 理 由	
-------------------------	--

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A4）

様式第20号（第20条関係）

受領確認書

送達を受けるべき者 []

に対する送達書類 []

(年 月 日付け、 第 号) については、

年 月 日 午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊟

送達を受けるべき者との関係

(A4)

- 様式第10号中「第9条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第16号とする
- 様式第9号中「第8条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第15号とする
 - 様式第8号中「第8条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第14号とする
 - 様式第7号中「第7条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第13号とする
 - 様式第6号中「第7条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第12号とする
 - 様式第5号中「第5条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第11号とする
 - 様式第4号中「第4条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号 (第10条関係)

(表)

身分証明書	第 号
階 級	
氏 名	
<p>上記の者は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第21条第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福岡県公安委員会 印</p>	54.0
85.6	

(裏)

福岡県暴力団排除条例（抜粋）

(調査)

第21条 公安委員会は、第13条の2第1項、第15条第2項、第17条の3、第18条第2項、第18条の2、第19条第2項若しくは前条第2項の規定に違反する行為が行われた疑いがあるとき、又は第13条の2第2項若しくは第3項若しくは第13条の3第1項若しくは第2項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第13条の2第1項の規定に違反する行為をした疑いがあるとき、又は第13条の2第2項若しくは第3項若しくは第13条の3第1項若しくは第2項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、前項の規定による説明又は資料の提出によつては、その目的を達することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第25条 1～3 (略)

4 第21条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

5 (略)

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第3号中「第4条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第8号とする

- 様式第2号中「第3条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第7号とする
- 様式第1号中「第3条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の前に次の5様式を加える。

様式第1号（その1）（第3条関係）

中止命令書		第 年 月 日 号
殿		警察署長 印
命令を受ける者	本(国)籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
<p>上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第 条 第 項の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>		
命令の内容		

様式第1号（その2）（第3条関係）

命令をする	理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となりません。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A4）

様式第2号（その1）（第3条関係）

再発防止命令書		第 年 月 日 号								
殿		福岡県公安委員会 印								
命 令 を 受 け る 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">本（国）籍</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	本（国）籍		住 所		氏 名		生 年 月 日		
本（国）籍										
住 所										
氏 名										
生 年 月 日										
<p>上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第 条 第 項の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 150px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;">命 令 の 内 容</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>			命 令 の 内 容							
命 令 の 内 容										

様式第2号（その2）（第3条関係）

命令を する	
理 由	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A4）

様式第3号（その1）（第4条関係）

暴力団事務所使用制限命令書

第 年 月 日 号

殿

福岡県公安委員会 印

命令を受ける者	本（国）籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
現に管理する暴力団事務所所在地		

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第13条の3第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(A4)

様式第3号（その2）（第4条関係）

命令を する	
理 由	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A4）

様式第4号（その1）（第5条関係）

暴力団事務所廃止命令書

第 年 月 日 号

殿

福岡県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
現に管理する暴力団事務所所在地		

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第13条の3第2項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(A4)

様式第4号（その2）（第5条関係）

命令を する	
理 由	

（教示）

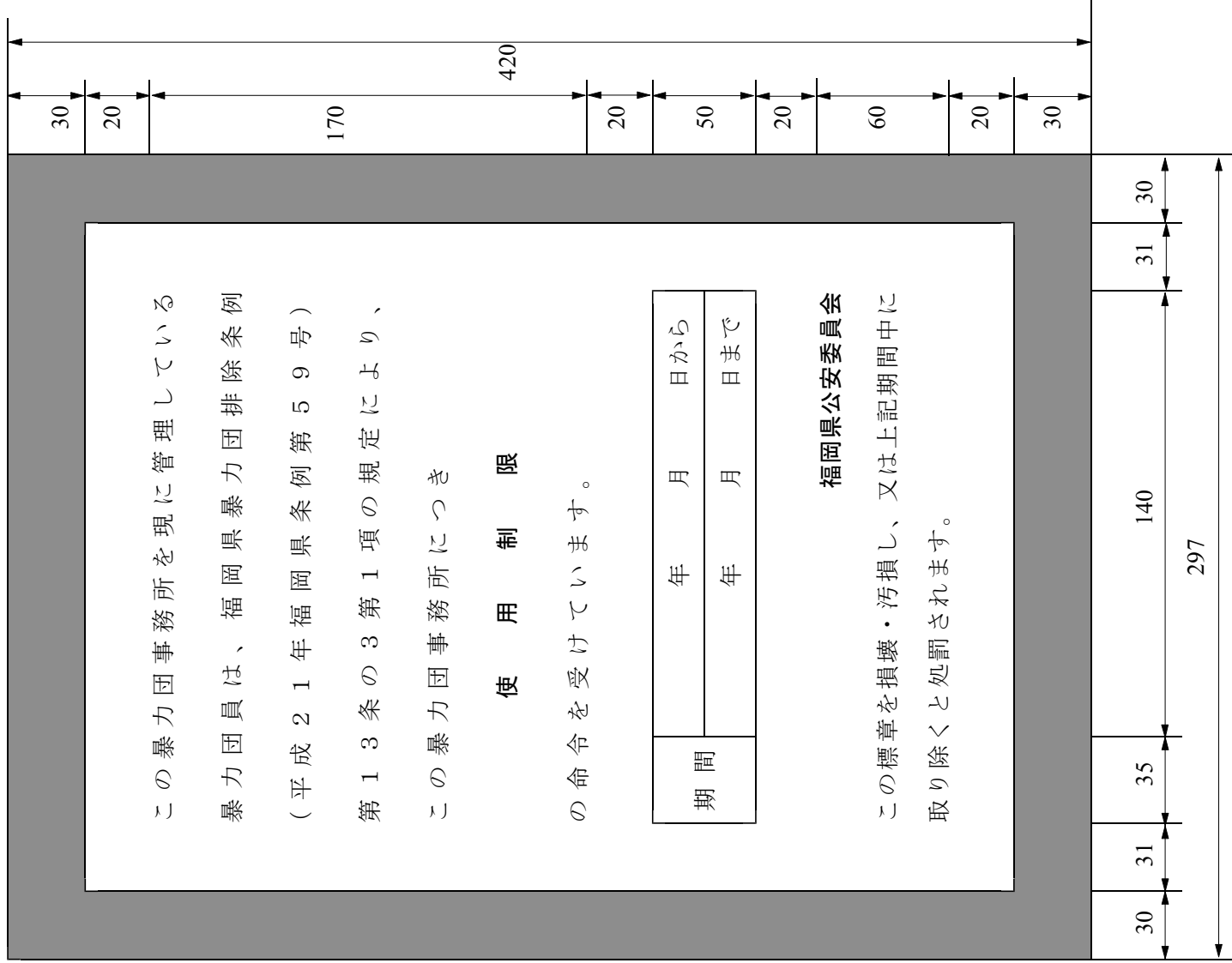
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A4）

様式第5号 (第7条関係)



- 備考
- 1 「使用制限」及び「福岡県公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
 - 2 色彩は、「使用制限」の文字及び枠を赤色、その他の文字及び表を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
 - 3 塗料は、耐久性のものを用いるものとする。
 - 4 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
 - 5 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
 - 6 裏面には、容易に剥がれない接着剤を塗布するものとする。
 - 7 暴力団事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。

第2条 福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 義務違反者に対する措置等（第8条－第15条）」

第4章 雑則（第16条－第21条）」

「第3章 特定の地域における暴力団の排除を推進するための措置（第8条－第12条）」

第4章 義務違反者に対する措置等（第13条－第20条）」

第5章 雑則（第21条－第26条）」

第4章中第21条を第26条とする。

第20条中「第18条」を「第23条」に、「様式第20号」を「様式第24号」に改め、同条を第25条とする。

第19条を第24条とする。

第18条を第23条とする。

第17条中「様式第19号」を「様式第23号」に改め、同条を第22条とする。

第16条中「様式第18号」を「様式第22号」に改め、同条を第21条とする。

第4章を第5章とする。

第15条第3項中「様式第16号」を「様式第20号」に改め、同条第4項中「様式第17号」を「様式第21号」に改め、同条を第20条とする。

第14条第2項中「様式第14号」を「様式第18号」に改め、同条第4項中「様式第15号」を「様式第19号」に改め、同条を第19条とする。

第13条第1項中「様式第12号」を「様式第16号」に改め、同条第3項中「様式第13号」を「様式第17号」に改め、同条を第18条とする。

第12条を第17条とする。

第11条中「様式第11号」を「様式第15号」に改め、同条を第16条とする。

第10条中「様式第10号」を「様式第14号」に改め、同条を第15条とする。

第9条第2項中「様式第8号」を「様式第12号」に改め、同条第4項中「様式第9号」を「様式第13号」に改め、同条を第14条とする。

第8条第1項中「様式第6号」を「様式第10号」に改め、同条第3項中「様式第7号」を「様式第11号」に改め、同条を第13条とする。

第3章を第4章とする。

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 特定の地域における暴力団の排除を推進するための措置

（特定接客業者の営業所への立入りの禁止に係る標章）

第8条 条例第14条の2第2項の福岡県公安委員会規則で定める標章（以下「標章」という。）は、様式第6号のとおりとする。

（標章の掲示に係る申出の方法等）

第9条 条例第14条の2第2項の規定による申出は、標章掲示申出書（様式第7号）により、標章を掲示しようとする営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

2 標章掲示申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第3条第1項の許可を受けた者、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた者その他の条例第14条の2第1項に規定する特定接客業を営む者であることを示す書類

(2) 当該申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）が個人であるときは、住民票（本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項の外国人登録証明書。次号において同じ。）の写し

(3) 当該申出者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

（申出の内容に変更があつた場合の届出）

第10条 条例第14条の2第3項の規定により営業所に標章が掲示された者は、前条第1項の規定による申出に係る標章掲示申出書又は同条第2項の規定により添付した書類に記載し又は記載されている事項のうち、次に掲げるもののいずれかに変更があつたときは、速やかに、申出内容変更届出書（様式第8号）により、当該営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に届け出なければならない。この場合において、当該申出内容変更届出書には、同項各号に掲げる書類のうち当該変更があつたもので当該変更後の事項が記載されているものを添付しなければなら

ない。

- (1) 申出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称
- (3) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

(特定接客業者の営業所に立ち入った行為に対する命令の方法)

第11条 条例第14条の2第5項の規定による命令は、中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがないときは、口頭で行うことができる。

2 条例第14条の2第6項の規定による命令（仮の命令を除く。）は、再発防止命令書を送達して行うものとする。

(標章の除去に係る申出の方法)

第12条 条例第14条の2第7項の規定による申出は、標章除去申出書（様式第9号）により、標章が掲示された営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

様式第1号の（その1）及び（その2）中「第3条関係」を「第3条、第11条関係」に改める。

様式第2号の（その1）及び（その2）中「第3条関係」を「第3条、第11条関係」に改める。

様式第20号中「第20条関係」を「第25条関係」に改め、同様式を様式第24号とする

。

様式第19号中「第17条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を様式第23号とする

。

様式第18号中「第16条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第22号とする

。

様式第17号中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第21号とする

。

様式第16号中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第20号とする

。

様式第15号中「第14条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第19号とする

。

様式第14号中「第14条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第18号とする

。

様式第13号中「第13条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第17号とする

。

様式第12号中「第13条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第16号とする

。

様式第11号中「第11条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第15号とする

。

様式第10号中「第10条関係」を「第15条関係」に改め、同様式の（裏）中「、第13条の2第1項」を「、第13条の2第1項、第14条の2第4項」に、「若しくは第13条の3第1項若しくは第2項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるとき」を「、第13条の3第1項若しくは第2項若しくは第14条の2第5項若しくは第6項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるとき」に、

「第25条 1～3（略）」

4 第21条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

5（略）」

「第25条 1～4（略）」

5 第21条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁に改め、をした者は、20万円以下の罰金に処する。

6（略）」

同様式を様式第14号とする。

様式第9号中「第9条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第13号とする

。

様式第8号中「第9条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第12号とする

。

様式第7号中「第8条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第11号とする

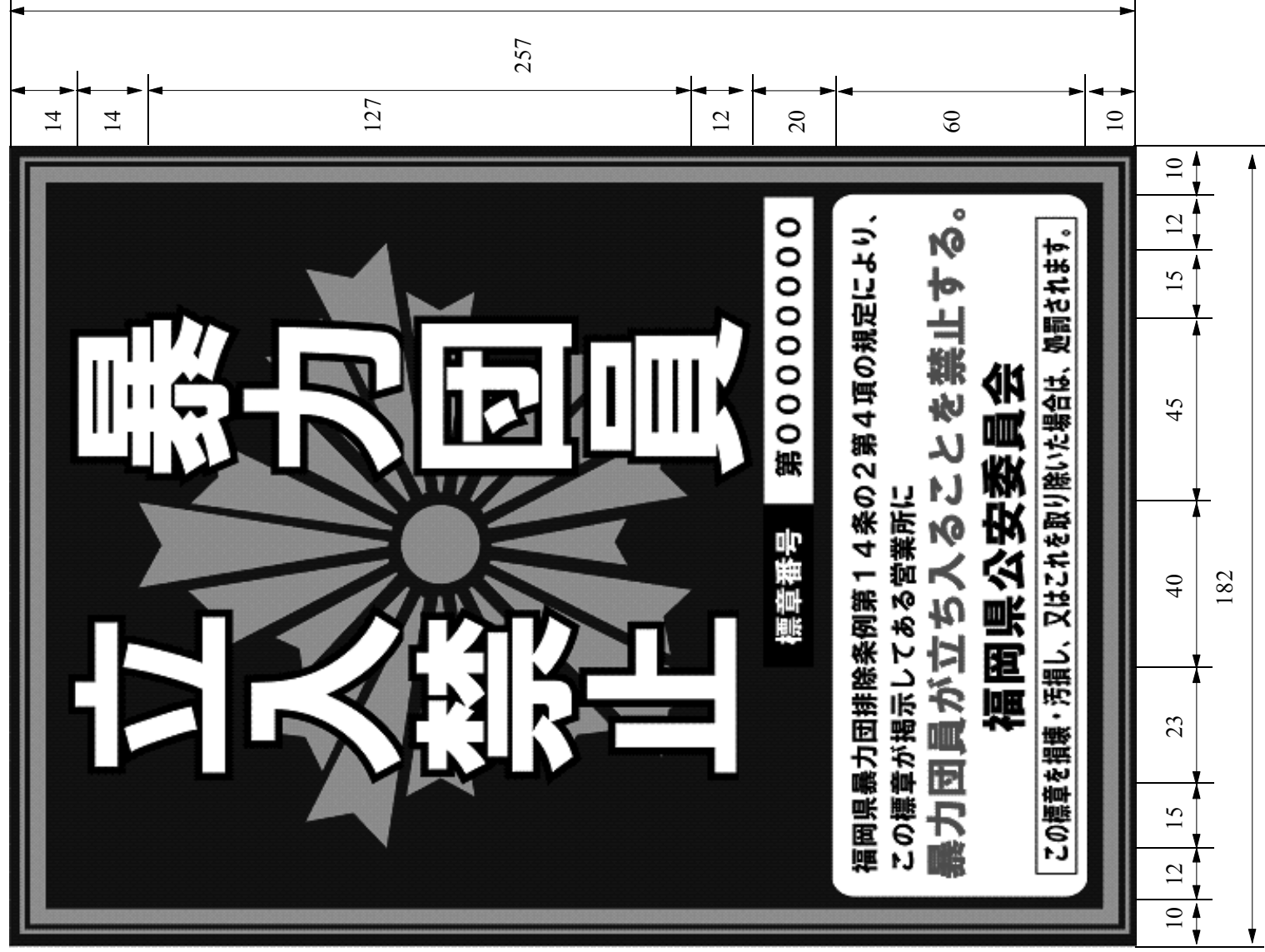
。

様式第6号中「第8条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第10号とする

。

様式第5号の次に次の4様式を加える。

様式第6号 (第8条関係)



- 備考
- 1 文字の書体は、ゴシックとする。
 - 2 色彩は、日章及びひ枠を金色、「暴力団員立入禁止」及び「標章番号」の文字を白色、「暴力団員が立ち入ることを禁止する。」の文字を赤色、その他の文字を黒色、地を濃紺色とする。
 - 3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第7号（第9条、第10条関係）

（表）

※受理年月日	※揭示年月日	※固有番号
※受理番号	※標章番号	

標章揭示申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

申出者の氏名又は名称及び住所

④

福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第14条の2第2項の規定

により、下記のとおり申し上げます。

記

（ふりがな）	-----		
氏名又は名称	-----		
個人にあっては、 生年月日及び 本（国）籍	生年月日	年 月 日	日生（ 歳）
	本（国）籍		
住 所	〒 電話番号（ ）		
（ふりがな）	-----		
営業所の名称	-----		
営業所の所在地	〒 電話番号（ ）		
営業の種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第1項第 号の風俗営業（ ） <input type="checkbox"/> 法第2条第1項第3号の酒類提供飲食店営業 <input type="checkbox"/> 法第33条第1項の深夜における酒類提供飲食店営業		

(A4)

(裏)

(ふりがな) 法人にあっては、 その役員の氏名	法人にあっては、その役員の生年月日、住所及び本(国)籍			
	生年月日	年	月	日生(歳)
代表者	住所			
	本(国)籍			
	生年月日	年	月	日生(歳)
	住所			
	本(国)籍			
	生年月日	年	月	日生(歳)
	住所			
	本(国)籍			
営 業 所 の 責 任 者	氏 名			
	生年月日	年	月	日生(歳)
	住所	〒		
出 入 口 の 数	住 所	電話番号()		
	本(国)籍			
箇所				

- 注 1 この様式において、「法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)をいう。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。
- 3 該当する□の中にレ印を付けること。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第8号（第10条関係）

※受理年月日		※受理番号	
申出内容変更届出書			
福岡県公安委員会 殿		年 月 日	
届出者の氏名又は名称及び住所		(印)	
福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）第10条の規定により、下記のとおり届出をします。			
記			
氏名又は名称 (ふりがな)	-----		
住所 (ふりがな)	〒 電話番号 ()		
法人にあっては、 その代表者の氏名 (ふりがな)	-----		
営業所の名称	-----		
営業の種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第1項第 号の風俗営業 () <input type="checkbox"/> 法第2条第1項第3号の酒類提供飲食店営業 <input type="checkbox"/> 法第33条第1項の深夜における酒類提供飲食店営業		
変更事項	新	旧	
変更の事由			

- 注 1 この様式において、「法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）をいう。
 2 ※印欄には、記載しないこと。
 3 該当する□の中にもレ印を付けること。

(A4)

様式第9号（第12条関係）

※受理年月日		※標章番号	
※受理番号		※固有番号	
標章除去申出書 福岡県公安委員会 殿 申出者の氏名又は名称及び住所 ⑤			
福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第14条の2第7項の規定により、下記のとおり申し上げます。			
記			

氏名又は名称 (ふりがな)	-----		
住所 (ふりがな)	〒 電話番号 ()		
法人にあっては、その代表者の氏名 (ふりがな)	-----		
営業所の名称	-----		
営業所の所在地	〒 電話番号 ()		
営業の種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第1項第 号の風俗営業 () <input type="checkbox"/> 法第2条第1項第3号の酒類提供飲食店営業 <input type="checkbox"/> 法第33条第1項の深夜における酒類提供飲食店営業		
除去する標章の枚数	枚		
除去の申出の理由	-----		

- 注 1 この様式において、「法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）をいう。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。
- 3 該当する□の中にもレ印を付けること。

(A4)

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年8月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年1月30日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

第1条 福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を「、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に改め、「第42条第1項及び第3項」の次に「並びに福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「暴力団排除条例」という。）第23条の4」を加える。

第3条第1号中「第35条第1項」を「暴力団員不当行為防止法第35条第1項」に改め、同条第2号中「第12条の4第2項」を「暴力団員不当行為防止法第12条の4第2項」に改め、同条第3号中「第15条第1項」を「暴力団員不当行為防止法第15条第1項」に改める。

第4条中「第11条第1項」を「暴力団員不当行為防止法第11条第1項」に、「又は第30条」を「、第30条又は第30条の3」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（暴力団排除条例第23条の4第1項の規定に基づく委任）

第5条 暴力団排除条例第23条の4第1項の規定に基づき、暴力団排除条例第23条の3第1項の規定による命令に関する事務を本部長に委任する。

（暴力団排除条例第23条の4第2項の規定に基づく委任）

第6条 暴力団排除条例第23条の4第2項の規定に基づき、暴力団排除条例第13条の2第2項の規定による命令を警察署長に委任する。

第2条 福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条中「第13条の2第2項」の次に「又は第14条の2第5項」を加える。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年8月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第3号

福岡県公安委員会積明の機会の付与に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年1月30日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会積明の機会の付与に関する規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 積明の機会の付与（第3条－第11条）

第3章 雑則（第12条－第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。）の規定に基づき、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う積明の機会の付与に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「当事者」とは、条例第23条の3第4項において準用する福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行政手続条例」という。）（以下「準用行政手続条例」という。）第28条の規定による通知を受けた者（準用行政手続条例第29条において準用する行政手続条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。

第2章 積明の機会の付与

（行政手続条例を準用する場合の読替え）

第3条 条例第23条の3第4項の規定により行政手続条例の規定を準用する場合におけ

る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政手続条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第27条第1項	弁明は	釈明は
	弁明を	釈明を
	弁明書	釈明書
第27条第2項	弁明を	釈明を
第28条	弁明書	釈明書
	弁明の	釈明の
	相当な期間において	速やかに
	不利益処分の名あて人となるべき者	福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第23条の3第1項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者
	予定される不利益処分	当該仮の命令
	不利益処分の原因となる事実	当該仮の命令の原因となった事実
第29条	弁明の	釈明の
第29条において準用する第15条第3項	不利益処分の名あて人となるべき者	当該仮の命令を受けた者
第29条において準用する第16条第2項	聴聞に	釈明に

（代理人）

第4条 準用行政手続条例第29条において準用する行政手続条例第16条第3項の規定による代理人の資格の証明は、釈明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者が代理人に対して当事者のために釈明に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書（様式第1号）により行うものとする。

2 準用行政手続条例第29条において準用する行政手続条例第16条第4項の規定による

届出は、代理人資格喪失届出書（様式第2号）により行うものとする。

（釈明書の提出の方法）

第5条 準用行政手続条例第27条第1項の規定による釈明書の提出は、提出する者の氏名、住所、釈明の件名及び釈明に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

（証拠書類等の提出を受けた場合の手続）

第6条 公安委員会は、準用行政手続条例第27条第2項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（様式第3号）を作成しなければならない。

- (1) 釈明の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出をした者の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた証拠書類等の標目

2 公安委員会は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

3 公安委員会は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請求書（様式第4号）と引換えに行わなければならない。

（釈明の通知）

第7条 準用行政手続条例第28条の規定による通知は、釈明通知書（様式第5号）を送達して行うものとする。

2 前項の通知は、釈明書の提出期限（口頭による釈明の機会を付与する場合には、その日）の5日前までに行わなければならない。

（口頭による釈明の日時及び場所の変更）

第8条 公安委員会は、当事者の申出により又は職権で、口頭による釈明の日時又は場所を変更することができる。

2 前項の申出は、口頭による釈明の日時又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した釈明日時・場所変更申出書（様式第6号）を公安委員会に提出することにより行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定により口頭による釈明の日時又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を釈明日時・場所変更通知書（様式第7号）を送達して当事者に通知しなければならない。

（口頭による釈明の聴取）

第9条 公安委員会は、釈明を口頭であることを認めるときは、警察本部長が別に指定する警察職員に釈明を録取させなければならない。

2 前項の規定により釈明を録取る者（以下「釈明録取者」という。）は、釈明の日時の冒頭において、当該仮の命令の内容及び根拠となる条例の条項並びに当該仮の命令の原因となった事実を当事者に対し説明しなければならない。

（釈明調書）

第10条 釈明録取者は、当事者が口頭による釈明をしたときは、次に掲げる事項を記載した釈明調書（様式第8号）を作成し、これに記名押印しなければならない。

- (1) 釈明の件名
- (2) 釈明の日時及び場所
- (3) 釈明録取者の職名及び氏名
- (4) 釈明の日時に出席した当事者又は代理人の氏名及び住所
- (5) 当事者の釈明の要旨
- (6) その他参考となるべき事項

2 釈明調書には、提出物目録を添付するほか、書面、図画、写真その他釈明録取者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 釈明録取者は、口頭による釈明の終結後速やかに、釈明調書を公安委員会に提出しなければならない。

（釈明書の不提出等の場合における措置）

第11条 公安委員会は、準用行政手続条例第28条の提出期限までに準用行政手続条例第27条第1項の釈明書が提出されないとき、又は準用行政手続条例第28条の日時に当事者が出頭しないときは、改めて釈明の機会の付与を行うことを要しない。

第3章 雑則

（書類の送達）

第12条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者

による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（暴力団事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。

（郵便又は信書便による送達）

第13条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。

3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送したときは、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

（交付送達）

第14条 交付送達は、警察職員が、第12条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書（様式第9号）と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

- (1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。
- (2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達をしたときについて準用する。
この場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し又は差し置いた」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

<p>代理人資格証明書</p>	
	<p>年 月 日</p>
<p>福岡県公安委員会 殿</p>	
	<p>住所</p>
	<p>氏名 ㊟</p>
<p>積明通知書 (年 月 日付け、 号) に係る積明の機会の付与については、下記の者を代理人として選任し、私のために積明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任します。</p>	
<p>記</p>	
積明の件名	
住 所	
氏 名	

(A4)

様式第2号 (第4条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊦

釈明通知書 (年 月 日付け、 号) に係る釈明の機会の付与については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

釈明の件名	
住 所	
氏 名	

(A4)

様式第3号（第6条、第10条関係）

提出物目録

年 月 日

福岡県公安委員会 印

福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第23条の3第4項において準用する福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第27条第2項の規定により提出者が提出した下記の目録の証拠書類等を受領した。

記

釈明の件名			
提出者	住所		
	氏名		
提出を受けた年月日			
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者	職名	氏名	
		印	

様式第4号 (第6条関係)

還付請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊟

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録		
番号	標 目	備 考
取扱者	職名	氏名 ㊟

注 目録欄の記載は、取扱者において行うこと。

(A4)

様式第5号（第7条関係）

(表)

第 号	年 月 日														
釈明通知書															
殿															
福岡県公安委員会 印															
<p>あなたに対する下記の事実が原因となった仮の命令に係る福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第23条の3第3項の規定による釈明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <tr> <td>釈明の件名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮の命令の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>根拠となる条例の条項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮の命令の原因となった事実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釈明書の提出先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釈明書の提出期限</td> <td>年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>釈明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。</p>		釈明の件名		仮の命令の内容		根拠となる条例の条項		仮の命令の原因となった事実		釈明書の提出先		釈明書の提出期限	年 月 日まで	備考	
釈明の件名															
仮の命令の内容															
根拠となる条例の条項															
仮の命令の原因となった事実															
釈明書の提出先															
釈明書の提出期限	年 月 日まで														
備考															

- 注 1 口頭による釈明の機会の付与を行うときは、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

(裏)

釈明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 釈明書には、あなたの氏名、住所、釈明の件名及び釈明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 釈明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが釈明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できまますので釈明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に釈明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を福岡県公安委員会に提出してください。
- 4 口頭による釈明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときは、福岡県公安委員会に対し、釈明日時・場所変更申出書により、釈明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

様式第7号 (第8条関係)

第 号	釈明日時・場所変更通知書 殿 福岡県公安委員会 印	
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日 において行うこととして いた釈明の日時・場所を下記のとおり変更したので通知します。	
記		
釈明の件名		
	変 更 前	変 更 後
釈明の日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
釈明の場所		

注 不要の文字は、横線で消すこと。

(A4)

様式第8号（第10条関係）

積明調書 積明録取者の職名及び氏名		第 号 年 月 日	①
積明の件名	積明の日時	積明の場所	当事者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)
当事者の積明の要旨			
その他の参考となるべき事項			

- 注 1 代理人が出頭したときは、当事者の住所及び氏名欄に代理人の住所及び氏名を併せて記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

様式第9号（第14条関係）

受領確認書

送達を受けるべき者 []

に対する送達書類 []

(年 月 日付け、 号) については、

年 月 日 午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名

㊞

送達を受けるべき者との関係

(A4)

福岡県公安委員会告示第11号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（案）、福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（案）及び福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則（案）について、平成23年12月9日から平成24年1月7日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成24年1月30日

福岡県公安委員会

1 定めた規則の題名及び公布の日

- (1) 福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年福岡県公安委員会規則第1号） 平成24年1月30日
- (2) 福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（平成24年福岡県公安委員会規則第2号） 平成24年1月30日
- (3) 福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則（平成24年福岡県公安委員会規則第3号） 平成24年1月30日

2 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

4件の意見が提出されたが、本規則案に関係する内容ではなかったため、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

なお、提出意見については、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成23年度行政書士試験（平成23年11月13日実施）の合格者を次のように発表する。

平成24年1月30日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7910022	7910389	7910746	7911327	7912199
7910043	7910399	7910759	7911342	7912237
7910055	7910402	7910764	7911355	7912262
7910066	7910417	7910794	7911415	7912277
7910070	7910422	7910805	7911419	7912295
7910074	7910429	7910808	7911436	7912334
7910085	7910441	7910815	7911483	7912399
7910089	7910451	7910828	7911486	7912450
7910102	7910455	7910831	7911505	7912472
7910106	7910462	7910837	7911552	7912514
7910110	7910467	7910843	7911557	7912557
7910114	7910478	7910875	7911564	7912560
7910120	7910485	7910891	7911601	7912675
7910121	7910487	7910893	7911628	7912737
7910129	7910491	7910898	7911639	7912741
7910130	7910513	7910910	7911664	7912805
7910166	7910517	7910927	7911725	7912819
7910169	7910520	7910931	7911735	7912870
7910205	7910529	7910948	7911746	7912887
7910222	7910564	7910958	7911789	7912981
7910229	7910565	7910973	7911800	7912987
7910268	7910566	7910975	7911805	7912989
7910275	7910572	7911033	7911825	7912995
7910289	7910582	7911042	7911864	7913043
7910290	7910593	7911052	7911898	7913081
7910294	7910597	7911098	7911942	7913083
7910296	7910604	7911156	7912016	7913109
7910306	7910643	7911172	7912040	7913173
7910319	7910644	7911181	7912069	7913174
7910332	7910654	7911188	7912088	7913234
7910334	7910670	7911256	7912135	7913236
7910345	7910683	7911283	7912137	
7910353	7910688	7911286	7912164	
7910364	7910690	7911315	7912168	
7910376	7910711	7911325	7912188	